

第3節 昭和時代

1. 徳島県農業技術員養成所(昭和2年～12年)

昭和2年4月県令26号により県農会委託の講習所を廃止し、徳島県農業技術員養成所を農事試験場に併設した。修業年限は従前どおり1年であるが、入所資格は農業学校卒業者または所長がこれと同等以上の実力ありと認めた年齢18才以上の者に限られた。学科目は農事に関する法制、経済大意、土壌、肥料、作物、園芸、畜産、養蚕、病菌、害虫、農具であり実習が課せられたが生徒には手当として毎月金拾円が支給された。但し本養成所の卒業者は2年間本県市町村または郡農会に就職する義務を負われていた。昭和2年から12年までの間に合計72名の修了生を出している。

第 3 表 農業技術員養成所の年次別修了者数													
年 度	昭和2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計(11回)	
修了者数	9	9	9	10	5	4	5	4	5	5	7	72名	

なお昭和6年4月からは徳島県立農事試験場練習生規定が設けられ、精農家養成の目的で高等小学校卒業程度の者を1年間教育する事になったがこれについては別に述べる。

2. 農会技術員養成所(昭和13年～昭和17年)

昭和13年8月県令第44号により徳島県農業技術員養成所が徳島県農会技術員養成所に改められたが昭和14年の徳島県要覧はその時のいきさつについてつぎ のように述べている。「農村における都市町村農会技術員の使命の益々重要性を加ふる現状にかんがみ之が素質の向上を図り以て農村の全面的指導に遺憾なきを 期する為優秀なる技術員を養成し、一意専心農村指導に盡瘁せしむる事は極めて緊要の事にして之等技術員の養成に関しては国庫より相当の助成金を交付さるる 事と相成、養成施設も本省の趣旨に則り昭和13年8月県令44号に依り養成規程の改正を見たる次第にて定員20名以内とし、修業年限を1年2か月とし、内2か月以上を農会に於て実地見習を為さしむる事とし、尚養成期間中は各種試験場、種畜場等の農事施設を活用し、農会技術員として須要なる学科及技術を修 得せしめ、講師は県、各種試験場、農業学校、農会等の職員を以てし、養成所に於ける教授時間数を学科720時、実習900時計1, 620時とし、本施設上 萬遺憾なきを期することゝせり」と述べている。

入所資格も旧甲種農業学校卒業程度以上の学力を有するものとし、手当として毎月3円以内が支給される事となった。

昭和13年から昭和17年までの5か年間に合計67名の修了生を出している。

第 4 表 農会技術員養成所の年次別修了者数						
年 度	昭和13	14	15	16	17	計(5回)
修了者数	11	13	14	15	14	67名

3. 徳島県立農業技術員養成所(昭和18年～昭和23年)

昭和18年8月徳島県令第35号により徳島県農会技術員養成所を徳島県立農業技術員養成所と改めた。入所資格は従来と同じく旧甲種農業学校卒業程度以上 の学力を有するものとし、学科目は修身、農業関係法規、農業経営、農会本務、作物、園芸、土壌肥料、病虫害、農具、農業土木、畜産、養蚕、副業、科外の授 業620時間、実習1, 030時間計1, 650時間を履修する事とし、修業年限は2か月短縮され1か年となった。

昭和18年から昭和23年までの6か年間に、合計134名の修了生を出している。

第 5 表 県立農業技術員養成所の年次別修了者数							
年 度	昭和18	19	20	21	22	23	計(6回)
修了者数	20	24	30	31	14	15	134名

4. 徳島県立農事試験場練習生(昭和6年～昭和40年)

昭和6年4月から精農家養成の目的で練習生規定が定められ、県内農家の子弟で自家経営を志望する高等小学校(後に新制中学校)卒業程度以上の者を入場せしめ、1年間断ししい農業技術を修得せしめることとした。修業科目は修身、普通作物、作物汎論、園芸作物、土壌、肥料、病菌害虫、農具、農業土木、畜産、養蚕、副業、農業経営、産業組合、数学および実習であった。

昭和6年から昭和20年までに141名の修了者を出している。なお昭和20年の終戦以降科目に改正があり、また昭和30年度からは、1か年研修後さらに研究を希望する者に対して2年制課程をおき、さらに1年間農業に関する理論と実務について教育し、将来のよき農業経営者養成に努めた。

昭和20年から農業大学校が設立される昭和41年までの21年間に修了生352名、2年制課程77名、合計429名の修了者を出しており、6年当初から通算するとその数は576名にのぼっている。

5. 徳島県では三耕作技術員養成所(昭和26年～昭和40年)

戦後数年を経で海外からの食糧輸入も順調に進んで、食糧難の危機も一応脱し、嗜好品であるタバコの需要は漸次増大していった。専売公社としても国の主要な財源を得ることもあり、タバコの増産と共に品質の

昭和6	7		19	24		32	28	11
7	4		20	12		33	17	13
8	3		21	38		34	17	8
9	4		22	27		35	19	3
10	2		23	13		36	5	4
11	2		24	16		37	15	
12	4		25	12		38	18	14
13	4		26	19		39	9	7
14	8		27	16		40	6	7
15	9		28	11		計	499名	77名
16	17		29	13				
17	25		30	19	1			
18	34		31	22	9	合計	576名	

昭和6年から昭和20年までに147名の修了者を出している。なお昭和20年の終戦以降科目に改正があり、また昭和30年度からは、1か年研修後さらに研究を希望する者に対して2年制課程をおき、さらに1年間農業に関する理論と実務について教育し、将来 のよき農業経営者養成に努めた。

昭和20年から農業大学校が設立される昭和41年までの21年間に修了生352名、2年制課程77名、合計429名の修了生を出しており、6年当初から通算するとその数は576名にのぼっている。

5. 徳島県だはこ耕作技術員養成所(昭和26年～昭和40年)

戦後数年を経て海外からの食糧輸入も順調に進んで、食糧難の危機も一応脱し、嗜好品であるタバコの需要は漸次増大していった。専売公社としても国の主要な財源を得ることでもあり、タバコの増産と共に品質の向上のために栽培指導と技術員の養成が急務となった。一方農家としても、タバコ栽培による安定した収益の増加と共に水田地帯においては、後作に晩期水稻が栽培出来る事が魅力であり、多角経営の主要な作目としても取り入れられた。

このような勢下において昭和26年5月徳島県規則第35号により、徳島県たばこ耕作技術員養成所規則が定められ、徳島県立農事試験場池田分場で養成が 開始された。この規則は開所の目的を「たばこ耕作に必要な学理と技術を授け、耕作技術員及び中堅耕作者を養成するため」としている。入所資格は新制高等学校もしくは旧制中学校卒業者となっており、修業年限は1年である。但し特にタバコ耕作の研究を希望する者は修業年限を延長することが出来るようになっていた。

学科目はたばこ汎論、たばこ耕作、たばこ専売法規、作物一般、植物病理、育種、土壌肥料、病虫害、農業気象、農機具、農業経営等であり、実習はタバコ耕作およびタバコに関連する他の農作物の栽培である。またこの規則の中に練習生を置くことが出来るようになっており、新制中学校卒業者を対象にたばこ耕作に関する実習を1か年間実施していた。また練習生のうち特にタバコ耕作の研究を希望する者を対象に所長の許可を得て、修業年限を延長することが出来た。

昭和34年3月には三好郡町村会、県たばこ耕作連合会、池田たばこ耕作組合等の資金援助を得て坪坪50坪(165㎡)152万余円で教室を含む寄宿舎が新築された。

この養成所は昭和41年4月徳島県農業大学校が設置されるに伴ない廃止され、農業大学校の実科(特用作物技術コース)として受継がれる事となった。

昭和26年発足から41年までの15年間に講習生60名、練習生72名、講習2年生8名を養成している。

第 7 表 たばこ耕作技術員養成所の年次別修了者数			
年 度	修 了 者 数		
	練 習 生	講 習 1年 制	講 習 2年 制

26	6	4	
27	10	6	
28	7	7	2
29	6	7	2
30	5	9	1
31	5	8	
32	5	6	
33	3	4	1
34	5	3	
35	2	1	1
36	0	2	1
37	1	1	
38	10	0	
39	4	0	
40	3	2	
計	72	60	8

6. 徳島県立農業講習所(昭和24年～昭和41年)

大正2年に設置された農会技員員養成講習所は昭和2年に徳島県農業技術員養成所となり、さらに昭和13年には農会技術員養成所、さらに昭和18年には、徳島県立農業技術員養成所と名称の変更はあったが、その目的および教育内容には大差なかった。

戦後GHQの強い指令により昭和23年7月から農業改良普及員制度(農業改良助長法・法律第165号)が発足したが、農業改良普及員等農業技術者の養成を目的として国の補助を受け、24年4月徳島県立農業講習所が設置(県規則第28号)された。

講習所の目的は農業改良普及員等の養成並にその再教育を行うことで、教育方針としては農事試験場に併設された主旨にかんがみ、実際技術の練磨に重点をおき実力ある者の練成をする事とした。また所外教育として県内外の試験研究機関、各種農業関係の施設団体、精農家等の視察見学、調査ならびに実地訓練を実施 すると共に県下各地農業改良普及所に約1か月配属し、各地域の農業事情の調査および普及の実務の体験させるようにした。

当時の社会状況は戦後外地からの引揚者による急激な人口増加により食糧難からは抜け切っておらず、政府は工業立国を唱えながらも未だ民間企業には十分な活力がなく、雇用能力もなく、農村における農家の二・三男対策が大きな課題となっていた。

このような時期に新しく農業改良普及事業が発足したことで、当時の農業高等学校卒業者はこぞって農業講習所へ入所し、普及員資格を取得した。これは専門 を生かす就職への近道であり、かつ食糧増産のニーズにこたえる新しい職業へのライセンスでもあつて、講習生は希望に胸をふくらませて勉学に実習に精励した。

この農業改良普及事業で、戦後の新しい日本農業指導の道が定まり、特に食糧増産の科学的技術手段と共にいわれる「考える農民」の養成と言う社会教育的見地から農民指導に当たった事は特筆すべき事である。

講習所施設としては当初農事試験場の施設を利用したが、昭和24年には国からの補助をうけ寄宿舎40坪(木造平屋瓦葺)、宿泊室3部屋(管理室、食堂、炊事場)が新設され、引続き26年には講習所教室45.5坪(木造平屋スレート葺)の2教室と事務室が新設された。この教室は昭和36年に80㎡はなれた 果樹園跡に移動させている。

また昭和30年には実験室20坪(2室)を新設し病虫害の実験研究にあてられた。

その後昭和36年3月には28.2坪の視聴覚教室、38年3月には鉄骨スレート葺2階建延101.4坪の農業機械整備実験室が建設された。

所長は農業試験場長が兼務し、専任職員は1～2名であったが、各教科目の授業は試験場職員が担当した。

講習期間が2か年となったため、教科目についても充実しており、専門科目以外に基礎教養科目として化学、社会学、教育学、経済学、国語が加えられ、また 新しく農業普及科目として農民心理農村社会、普及一般、普及方法、農業史、青少年クラブ、農村生活、普及史が加えられた。

昭和24年から41年3月卒業の第16回生まで216名の卒業生を送り出したが、その初期の卒業生は現在農業の各分野の中堅的存在として活躍している。

7. 徳島県農業大学校(昭和41年～現在)

昭和30年前半から農業の曲り角輪が世評をさわがせていたが、35年7月池田内閣が成立し、その施政方針として所得倍増政策を打出し、第38国会は農業 基本法国会と言われる程日本農業の将来について白熱した論争が展開され、36年6月同法が成立し、国の農業長期計画が示された。各県においてもこの方針に従って具体的な農業施策が講じられていった。徳島県においては果樹、畜産部門を中心に生産基盤の整備に当たったが、農業指導者の養成についても従来の農 業講習所を発展的に解消して徳島県農業大学校の設置をみたのである。

昭和41年3月19日徳島県条例第1号により徳島県農業大学校の設置および管理に関する条例が公布された。同年4月1日には徳島県規則第25号により同 校管理規則が制定され、校長以下7名の専任職員が配置された。4月11日には入学式が挙行され、本科2年10名(旧農業講習生を編入学)本科1年22名、実科60名(専修課程30名、高等課程30名)が入学した。

当初は農業試験場の旧農業講習所の建物を仮校舎として開講したが、昭和42年3月には石井町に農業大学校として独立した校舎を開講し施設が竣工したので、農業試験場から新築校舎に移転した。

実科のうち農業試験場本場には農業分校を、池田分場には特用作物分校が設置され、それぞれ農業技術コース、特用作物技術コースに別れて授業が開始された。

昭和45年度からは実科の高等課程(新制中学卒対象)は廃止された。このことについては昭和43年8月29日農政第1532号により農林業技術研究生受 入れ実施要領が制定され「農林関係試験場において専門的研究を希望するもので校長が適格と認めるもの」を受入れ資格者と定められたためである。

農業試験場においては、昭和45年4月管理係が設置され、労務人夫・園場管理の業務と共に実科生の業務も担当することとなった。

昭和52年には規則の改正により、特用作物技術コースを廃して、農業技術コースを甲コース(本場)乙コース(池田分場)としたが、これは教科内容に特用作物ばかりでなく野菜等一般畑作物がとり入れられたためである。

教科目については昭和52年、54年に改正されたが現在甲コースにあつては農政学、野菜園芸学、花き園芸学、作物学、植物病理学、応用こん虫学、土壌 学、肥料学、農業機械学、農業経営学、環境保全、演習、実験実習で、授業は450時間、演習は120時間、実験実習は720時間であり、乙コースにあつて は農業経営学、実用作物学、工芸作物学、野菜園芸学、土壌肥料学、演習、実験実習で、授業は420時間、演習は120時間、実験実習は720時間である。

昭和41年設立以来58年3月の第17回卒業生まで農業分校にあつては高等課程24名、特用作物分校にあつては高等課程17名であり、専修課程から引継いだ農業分校実科卒業生の総数は116名である。

第 8 表 農業講習所・農大農業分校・特用作物分校卒業者数					
農 業 講 習 所		農業分校(農業技術甲コース)		特用作物分校(農業技術乙コース)	
年 度	卒業生数	年 度	専修課程	高等課程	専修課程 高等課程

25	16	41	1	8	5
26	15	42	12	7	7
27	15	43	11	5	2
28	17	44	16	4	3
29	12	45	19		1
30	19	46	2		
31	14	47	5		
32	17	48	4		
33	15	49	4		
34	18	50	8		
35	16	51	4		1
36	16	52	11		
37	10	53	8		
38	4	54	2		
39	4	55			
40	8	56	6		
計(16回)	216名	57	3		
		計	116名	24名	3名 17名

卒業後の進路については年代により異なるが、大方が農業後継者であり自家農業に従事しているが、農業機械、農業資材など農業関係の商社に就職している者もかなりの数にのぼる。また本校に進学した者は3名、農林水産省の農業者大学校に進学した者は2名である。

付. その他の農業教育施設

(1) 徳島県立農民道場(昭和16年～昭和22年)

昭和9年阿波郡久勝町(現阿波町)にあつては、農村経済更生計画を立てたが、その柱の一つとして青少年を主体とする社会教育機関の必要なるを痛感し、久勝町農民道場を設立した。設立の目的は「質実剛建な気風と国家主義の教養と農業に對する正しい認識を植えつけ、農業の栽培技術の習得と農家経営の研究を奨励し、心身を鍛錬させること」にあった。

昭和16年にはその運営を県に移管(告示第286号)し、徳島県立農民道場となった。その目的とするところは「農村青年の心身を鍛練し、皇国農民たる信念と実力を涵養し、農村中堅人物を養成すること」となっている。修練科目は修身科目、農民道場、農村経営、農学、農業実習、体操教練および武道、普通学であり、長期修練生20名を定員とし、国民学校高等科修了(旧高等小学校第2学年修了者を含む)した者を1か年間教育した。

昭和18年には研究科が設けられたが、翌19年には修練期間2年制に改めた。

昭和21年には女子部が設けられ、家政(家事、和洋裁)茶湯生花、育児および実習の教科を1か年間教育するようになった。

昭和16年から21年の6か年間に男子72名、女子25名、研究科2名の修了生を出した。

(2) 徳島県立修練農場(昭和22年～昭和24年)

昭和22年3月県告示第142号により、すでに久勝町から板野郡板東町(現鳴門市)に移されていた農民道場を修練農場と改称した。

終戦に伴ないその教科目も男子部は公民、普通学科、農業経営、実習となり、女子部は、公民、農業経営、家政(家事・洋和裁)茶湯、生花、育児、実習と改められた。昭和22年4月から23年3月の2か年間に男子19名、女子9名の修了生を出しているが24年7月経営伝習農場設立に伴ない廃止された。

(3) 開拓基地農場(昭和22年～昭和24年)

終戦に伴ない工場、都市の焼失により農村人口は急激に増加したが、食糧難を救う手段として政府は昭和20年11月緊急開拓実施要領を策定、これと同時 に旧軍用地、一部国有林野が開拓用地として開放され、戦時中の農兵隊に代わる組織として、21年3月徳島県に開拓増産本部を設け、開拓増産隊を編成した。県下各地に開拓者が入植したが、これ等開拓者の技術指導や開拓に必要な資材の整備供給の基地として、昭和22年4月に板野郡板東町の県立修練農場内に 徳島県開拓基地農場が設立された。

修練期間には1か年であったが入場資格として将来開拓農民として新農村の建設に挺身せんとする熱意を有する者で、年齢18才以上30才以下の農家の子弟または外地引揚者のうち農業に経験があり、身心健全なるものとされている。教科目は公民、開拓農政、土壌、肥料、農業気象、畜産、作物栽培、農産加工、農村 工業、農業工学、休学開拓農業経営、作物病虫害、その他となっている。生徒の伝習期間は1か年で、昭和24年度から26年度まで3か年間に男子46名、女子20名の修了生を出したが、27年3月をもって廃止された。

(5) 農兵隊一農事講習所(昭和19年～昭和21年)

第二次世界大戦末期には多数の若者が応召、徴用され、農村の労働力は極度に減少し、食糧増産の担い手として労働奉仕をする目的で農兵隊が組織された。

本県では農事情報国会徳島県支部のもとに食糧増産隊徳島県大隊が設置され、その下部組織として農兵隊が編成された。小学校高等科卒業者を対象にし、その組織は全く軍隊式で30名～40名を1小隊とし、3～4小隊で中隊をつくり、5中隊を編成した。

駐屯地は徳島市蔵本町の練兵場、板東町の旧陸軍兵舎を中心にして、美馬、池田、海部等要請のある町村に分駐した。その活動は駐屯地の市町村長の旧課により、開墾開畑、樹園地の伐採によるサツマイモの栽培、用排水路や貯水池の構築等食糧増産のためにあらゆる作業に従事した。町村長は食糧の特別配給を受け、隊員は自炊し、早朝から夕方まで困苦をいとわず勤労奉仕作業に専念した。

昭和20年8月終戦に伴ない廃止されたが、引続き農事講習所と改称され、その駐屯地において青年学校令第15条第1項の規程による1か年間の農事講習を受けたものは274名であった。